

議案第72号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**資料2 勤勉手当の改正により減少する人件費**

職員の年代	全職員数 (人)	扶養手当 受給職員数 (人)	扶養手当 受給総額 (円)	1人当たり 月平均受給額 (円)	勤勉手当1期 当たり減少額 (円)
10代～ 20代	240	23	278,500	12,109	320,275
30代	494	248	5,019,500	20,240	5,772,425
40代	342	223	5,437,500	24,383	6,253,125
50代～ 60代	423	224	4,244,500	18,949	4,881,175
合計	1,499	718	14,980,000	20,864	17,227,000

※職員数、受給額等は令和5年8月分給与支給実績による。

※勤勉手当1期当たり減少額は、扶養手当受給総額×地域手当相当(1.15)×勤勉手当支給率(1.0月分)で算出している。

※再任用職員及び会計年度任用職員は除く。